

高根沢町学校給食・保育園給食業務 プロポーザル審査基準

1. 基本的考え方

高根沢町プロポーザル方式実施要綱（令和元年高根沢町告示第 101 号）の規定に基づき設置する「高根沢町学校給食・保育園給食業務プロポーザル審査委員会」において審査を行い、もっとも優れた提案を行った事業者を受注予定者として選定する。

なお、企画提案書の提出事業者が 1 者となった場合であっても、プロポーザルを実施するものとする。

2. 審査方法

書類審査のみとし、選定にあたっては、企画提案審査を実施する。

委員 1 人あたりの持ち点は企画提案審査 100 点とする。

(1) 企画提案審査

①企画提案書を基に企画提案審査を実施して評価点を算出する。審査項目は、次の 1 から 5 までの項目とし、各事業者からの提案内容により評定点を算出する。

〔審査項目 1. 学校給食・保育園給食に対する理念・方針等〕 配点 20 点

①給食に対する基本的な考え方 ②特筆すべき提案事項

〔審査項目 2. 調理等業務の実施体制〕 配点 20 点

①人員配置（構成）及び業務実施体制 ②円滑に給食業務を開始するための準備方策
③有能な人材の確保 ④特筆すべき提案事項

〔審査項目 3. 調理等業務の円滑な運営〕 配点 25 点

①人材育成（教育、研修） ②機械設備の管理運営 ③従業員の雇用
④配送・回収 ⑤特筆すべき提案事項

〔審査項目 4. 安全衛生管理〕 配点 25 点

①衛生管理体制 ②従業員の健康管理 ③職場の安全管理 ④食中毒、異物混入や
事故などの非常時の対応及び防止策 ⑤特筆すべき提案事項

〔審査項目 5. その他〕 配点 10 点

①給食食材の地産地消 ②その他

②審査項目1～5までの各項目の評定点は下記のとおりとし、別紙「高根沢町学校給食・保育園給食業務」事業者選定配点表（以下「事業者選定配点表」という。）の評定点欄に○を付ける。

所 見	審査項目1 (評定点)	審査項目2～5 (評定点)	備 考
優れている	10	5	
やや優れている	7	4	
普通である	5	3	
やや劣る	3	2	
劣る、不安がある	1	1	

3. 全体評価

企画提案審査から算出された評定点を集計し、総点数の高い事業者から順に受注予定者及び次点を決定する。

総点数が同点の場合の順位の設定は、事業者選定配点表の「1. 学校給食・保育園給食に対する理念・方針」の総点数が高い事業者順に受注予定者及び次点を決定する。

さらに、「1. 学校給食・保育園給食に対する理念・方針」の総点数が同点の場合は、事業者の見積金額（学校給食業務と保育園給食業務（人件費）の見積金額を合計したもの）が低い順に受注予定者及び次点を決定する。

ただし、評定点が満点の10分の6に満たない委員が過半数となった事業者については、受注予定者又は次点としない。